

県有車両車検・法定点検等管理業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 委託業務の名称

県有車両車検・法定点検等管理業務

(2) 委託業務の実施期間

令和8年11月1日から令和10年5月31日まで

2 業務内容

(1) 委託業務の目的

県有車両のメンテナンス維持や管理に必要な費用と車両管理業務をアウトソーシングし、一元的に管理することで、車検・点検漏れを防ぐとともに事務負担の軽減を目指すもの。

(2) 業務内容

車両管理業務

①業務委託に含むもの

- (ア) 車検・法定点検の期日管理、点検の連絡（メール、電話等）
- (イ) 車検・法定点検や消耗品等の交換補充、突発的な故障等の整備対応
- (ウ) 年間点検計画策定および県と工場間の調整
- (エ) 整備に伴う代車提供
- (オ) 車両整備費、重量税、自賠責保険料の支払い
- (カ) 車両管理システム(WEB・アプリ等)の提供（車検証情報、点検予定情報、整備実績情報、事故情報等の管理）

②委託業務に含まないもの

- (ア) 車両に付随する架装部分の点検、修理及び取り替え
- (イ) 事故等の外的要因による修理
- (ウ) 委託者の過失によるもの(キーの閉じ込み、ガス欠、燃料入れ違いなど)
- (エ) 燃料の補給
- (オ) 車両の清掃・洗車

③委託対象車両

別紙のとおり

④車両の引き取り及び納車

点検・整備等に伴う車両の引き取り及び納車は、受託者とメンテナンス工場が直接連携して対応するものとする。

⑤その他要件

(ア) 受託者は、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況に保つため、適切なメンテナンス工場において整備等を実施し、車両故障時等の緊急時を含むメンテナンスサービスの提供体制を整えておくものとする。

(イ) 受託者は車両の状態に合わせたメンテナンスサービスの提案を可能な限り行うものとする。

3 その他

- (1)仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した業務を実施すること。
- (2)仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (3)本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が必要に応じて協議するものとする。